

寄付



ご寄付ありがとうございます
した(5月22日現在)

教育振興のために

匿名 10万円

問合せ 秘書課秘書係 306

暮らし



「はむら市民カード」の案内

「はむら市民カード」は新たに印鑑登録をした方に渡しています。このカードは、暗証番号を登録すると交付機で住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書(全部事項証明(戸籍謄本)・個人事項証明(戸籍抄本))を取得できる磁気カードです。

暗証番号については、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書のそれぞれについて登録が必要です。現在「はむら市民カード」に住民票の写しと印鑑登録証明書の暗証番号を登録している方で、新たに戸籍証明書の暗証番号の登録を希望する方は、市民課

受付係で手続きを行ってください。

「はむら市民カード」に戸籍証明書の暗証番号を登録できる方は、羽村市に住民登録があります。登録の手続きは本人のみ可能で「はむら市民カード」と「運転免許証などの本人確認書類」が必要です。

※戸籍については、新たな戸籍の届出後、事務処理が終了するまでの期間は戸籍証明書の取得ができませんので、ご了承ください。

問合せ 市民課受付係 121

指定給水装置工事業者の指定

次の事業者を新たに市の指定給水装置工事業者に指定しました。

- ▼指定番号 249 / 工事店 岩沢住設 青梅市新町1-17
- 11 ☎ 0428-31-5414

- ▼指定番号 250 / 工事店 (有)住井設備工業 八王子市元八王子町2-1339-2

- ☎ 042-673-4638

- ▼指定番号 251 / 工事店

- (株)アシスト 武蔵村山市大南1-41-4 ☎ 566-6866

- ▼指定番号 252 / 工事店 武陽液化ガス(株) 羽村市五ノ神4-15-1 榎戸ビル2階

- ☎ 578-1900
- ▼指定番号 253 / 工事店 (株)JM東京サービスセンター

- 渋谷区代々木3-28-6 いちご西参道ビル5階 ☎ 03-533-7048

- ▼指定番号 254 / 工事店 (有)大野設備 東大和市高木2-170-3 ☎ 561-2438

問合せ 水道事務所 ☎ 554-2269

春の市内いっせい美化運動 収集量報告

5月28日に行った春の市内いっせい美化運動で、燃やせるごみ4605kg、燃やせないごみ215kg、粗大ごみ10kg、合計4830kgのごみを収集しました。

皆さんのご協力で、市内がきれいになりました。ありがとうございました。

問合せ 生活環境課生活環境係 204

高校生のための合同企業説明会

ハローワーク青梅と羽村市は、平成30年3月高等学校卒業予定者を対象とした合同企業説明会を行います。

企業の採用担当者より、仕事の内容や企業情報の説明を直接受けられる貴重な機会です。

▼日時 7月14日(金)午後1時～4時(受付は午後0時30分～) / 会場 ゆとろぎレセプションホール / 参加費 無料 / 持ち物 筆記用具 / 参加企業 12社(予定)

※直接会場へお越しください。

問合せ ハローワーク青梅 学卒担当 ☎ 0428-2418641 / 産業振興課商工観光係 ☎ 665

保険・年金



国民健康保険高齢受給者証の更新

現在の国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、平成29年7月31日(月)です。対象の方へは、7月中に新しい受給者

証を送付します。

新しい受給者証の有効期間は、8月1日(火)から平成30年7月31日(火)までです(平成30年7月31日までの間に75歳になる方は、75歳になる日の前日まで)。

これから70歳になる方には、誕生月の翌月(誕生日が1日の方は誕生月)から使える受給者証を、誕生月の末日(誕生日が1日の方は前月の末)までに送付します。

平成26年度から70～74歳の方(後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された方を除く)の自己負担割合が変わりました。

■現役並み所得者(※) 3割 ※現役並み所得者：住民税課 税所得(調整控除が適用される場合は控除後の金額)が145万円以上の70～74歳の国民健康保険被保険者

■現役並み所得者以外 昭和19年4月1日以前生まれの方：1割、昭和19年4月2日以降生まれの方：2割

問合せ 市民課保険係 125

国民健康保険税納税通知書の送付

7月上旬に国民健康保険税の納税通知書を世帯主宛てに送付します。納め忘れのないようお願いいたします。

税率などについては、同封する「平成29年度国民健康保険税のお知らせ」「国保ガイドブック」または市公式サイトをご覧ください。

保険税の計算方法など詳しくは、問い合わせてください。

国民健康保険税の減免

災害や特別な事情で保険税を納めることが困難な方は、保険税の減免を受けることができます。詳しくは、問い合わせてください。

◎問合せ 市民課保険係¹²⁸

国民年金保険料の免除・納付猶予

国民年金には、所得が一定以下の方の保険料を免除または納付を猶予する制度があります。また、離職した方は、特例として保険料が免除される場合があります。

平成29年7月分から平成30

年6月分の免除・納付猶予申請の受付は、7月1日(土)から開始します。

なお、免除申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請ができます。詳しくは、問い合わせてください。

▼申請に必要なもの 年金手帳(代理人が申請する場合は印鑑)

※前年の所得をもとに日本年金機構による審査があります。所得が未申告の場合は、事前に申告してください。

※離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要な場合があります。

納付猶予制度の対象者の拡大

平成28年6月までは、30歳未満の方を対象としていましたが、7月からは50歳未満に拡大されました。

◎問合せ 青梅年金事務所
☎0428-30-3410

市民課高齢医療・年金係¹³⁸

国民健康保険限度額適用認定の申請

現在の国民健康保険限度額適用認定証を持っている方は、平成29年7月31日(月)が有効期

限です。

平成29年8月1日(火)からの認定証の申請受付を、7月20日(木)から行います。8月1日(火)から引き続き必要な方は、世帯主が申請してください。

世帯主以外の方が申請する場合は、委任状などが必要です。医療費の自己負担が高額となった場合「国民健康保険限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」(非課税世帯の方)を提示すると、医療機関への支払いが自己負担限度額(年齢・所得区分により異なる)までとなります。

認定証の交付には、世帯主の事前の申請が必要です。申請した月から利用することができます。

※保険税を滞納していると交付されない場合があります。

▼対象 70歳未満の方(70歳未満)

74歳は住民税非課税の方)申請に必要なもの 本人確認書類(運転免許証など)、国民健康保険被保険者証、マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカードなど)、委任状(世帯主以外の方が申請する場合)

申請先・問合せ 市民課保険係¹²⁸

介護保険負担割合証を送付します

「介護保険負担割合証」とは、介護サービスを利用するときの利用者負担割合をお知らせするものです。

要支援・要介護認定を受けた方全員に負担割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。

負担割合証の有効期限は1年間(8月から翌年7月末)のため、8月1日以降に介護サービスを利用するときは、今回送付する負担割合証を提示してください。

65歳以上の「一定以上所得者(※)」は、介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割となります。

(※)本人の合計所得金額が160万円以上の方です(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上)。ただし、年金収入とそのほかの合計所得金額の合計が、単身世帯で280万円未満

の方または65歳以上(第1号被保険者)の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担のままとなります。

◎問合せ 高齢福祉介護課介護保険係¹⁴⁹

選挙



7・8月は政治家の寄附禁止強化月間

寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

政治家が選挙区内の方にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。

みんなで徹底しよう「三ない運動」

■政治家は有権者に寄附を贈らない!

■有権者は政治家に寄附を求めない!

■政治家から有権者への寄附は受け取らない!

◎問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎555-1111¹⁶⁸²